

集団的自衛権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十一日

参議院議長 山崎 正昭 殿

櫻井 充

集団的自衛権に関する質問主意書

これまで、集団的自衛権の行使は憲法違反とされてきたにもかかわらず、安倍政権により集団的自衛権を行使できるとの閣議決定がなされた。それにもかかわらず、国民に対しての説明が不十分であることは遺憾である。集団的自衛権とはどのようなものであるか、以下質問する。

一 我が国における「個別的自衛権」とは何か。定義を明らかにされたい。

二 本年、安倍政権により集団的自衛権を行使できると閣議決定がなされた。集団的自衛権の定義を明らかにされたい。

三 兵器の一種である「地雷」について、定義を明らかにされたい。また、何のために埋設される兵器か、政府の見解を明らかにされたい。

四 過去に自衛隊及び我が国の民間人が外国にて地雷の除去を行った事例はあるか。あるのであれば、それぞれ全て挙げられたい。また、なぜ地雷除去活動を行うことに至ったのか明らかにされたい。さらに、除去された地雷は当初どのような目的で埋設されたのか、政府の承知するところを明らかにされたい。

五 ODAの実績の中で地雷除去に関する支援があるが、いかなる目的で実施されることに至ったのか明らか

かにされたい。

右質問する。